

公示に関する質問回答書

令和8年度近畿地方港湾におけるヒアリ侵入状況確認調査及び防除等業務

| No | 質問  | 回答  |
|----|---|---|
| 1  | <p>(2) フォローアップ調査について<br/>「調査対象施設は工事等の状況次第で大幅に変更しうる」とありますが、この場合、設計変更の対象となりますでしょうか？</p>   | <p>工数に変更が生じる場合は設計変更の対象となる。</p>  |
| 2  | <p>(2) フォローアップ調査「表：調査対象施設等一覧」について<br/>概要の①はA、概要の②はBに読み替えてよろしいでしょうか？</p>   | <p>その通りである。</p>   |
| 3  | <p>(3) 緊急調査及び防除③有識者への現地ヒアリングについて<br/>「専門家を現地に招へいし、ヒアリングを行う」とありますが、下記のいずれを想定しているのでしょうか？（また別途液剤による防除時も想定しますでしょうか。）<br/>・専門家2名を、1度のみ招へいし、ヒアリングした内容を他の地点にも適用する（2名×1地点×1日）。<br/>・専門家2名を、全ての調査地点及び調査日に招へい（2名×5地点×6日）。<br/>・専門家2名を、全ての調査地点に初回調査時のみ招へい（2名×5地点×1日）。</p>  | <p>専門家2名を、初回調査時のみ招へい（2名×1地点×1日）を想定している。②液剤による防除時に有識者へのヒアリングを実施することを想定しているが、①緊急調査及びベイト剤による防除時に実施する可能性もあるものとする。</p> |
| 4  | <p>1) 2.(2)では、フォローアップ調査におけるベイトトラップの設置間隔が10～30mおきに1個の設置とされており、「表：調査対象施設等一覧」においては施設A（夢洲、舞洲、天保山の道路）、B（咲洲周辺の道路）の踏査距離がA:16km、B:80km（A・B計96000m）と設定されています。<br/>一方で、（仕様書別添1）の（2）では「大阪市咲洲・夢洲道路」のベイトトラップ設置個数が（A・B計）調査1回あたり2000個となっています。この想定では、ベイトトラップ1個あたりの設置間隔が48mになってしまい、仕様書に記載がある「10～30mを原則」という設置基準を満たせないものと考えられますが、ベイトトラップの設置個数は2000個/回で間違いはないでしょうか。</p> | <p>10～30m間隔が原則ではあるものの、現地の環境に応じてトラップの設置個所・間隔は調整する。最終的には設置個数は2000個/回となるよう調整するものとする。</p>                             |